

△シンポジウム▽

保育のなかで子どもの権利保障への道を探る

OMEП「子どもの権利条約」東京フォーラム講演より
一九九一年十一月二十四日・お茶の水女子大学講堂にて

司会 大戸美也子（埼玉純真女子短期大学教授・OMEП日本委員会常任理事）

講師 大田 堯（日本教育学会会長・東京大学名誉教授）

” 森田 明（東洋大学教授・元お茶の水女子大学教授）

” 新沢 誠治（神愛保育園長・全国私立保育園連盟研修部長）

” 金田 利子（静岡大学教授・日本保育学会理事）

大戸（司会）はじめにこのシンポジウムに入る前に、OMEПという組織が何故子どもの権利条約に関するこの様なフォーラムを開いたのかということ、又、どうしてボーランドやスウェーデンから講師を招いて、OMEПと、そのシンポジウムに入らせていただきます。

OMEПは、全ての国の子ども達が家庭でも、保育施設でも、あらゆる社会の中で最適の発達・幸せがもたらせるように諸条件を整えていこうという志をもった人の国際的組織です。三年に一度世界総会を開き、皆で協力していく課題について決議します。今日の決議は一九八九年ロンドン大会で決まり、子どもの人権の擁護と平和教育の推進の二つがそれです。この課題に至るまで、理事会で何度も検討された結果、世界の子ども達が幸せな幼児期を過ごすためには、まず、平和な社会があり、そして彼らの人権が十分に保障されるようにしていくことが大切だ、と確認されました。

日本では、その決議をうけて、早速にとり組みが始まりました。まず平和教育については、OMEП前総裁であるグタール女史の著書『平和の種子を育てよう』（建帛社）の翻訳、また、国内約一〇〇〇の幼稚園、保育園の協力により、国際理解に広がる平和教育の調査。これにつきましては、第20回世界大会（一九九二）に報告すべく順調に進められています。

一方、子どもの人権に関する問題については、なかなかプロジェクトが出発しませんでした。ところが今年に

なり、ようやく動きだし、最初のとり組みとしてこのフォーラムを企画することになりました。最初の出だしではありますが、とても大きな出発点だと思います。

この様な背景のもとに、この会が開催されていますが、60近くの加盟国がこぞってこの問題にとり組んでおります関係上、特に、条約の提案国であるポーランドと、批准後、すばらしいとり組みをされているスウェーデンからなど、先輩諸国とのOMEПの仲間達に応援をいたとき、この会をもつことになった次第です。

私達のこの権利条約に関するとり組みは、多少遅れはしましたが、全く関心がなかった訳ではなく、例えば第31条の“子どもにふさわしい生活や遊び”については毎日一生懸命やつてきたことですし、子どもに最善のことを与えようと努力してきた保育者はたくさんいることを承知しています。ただ条約に關係したり、条約を読みながらこれを実行するということはしなかつたけれど、毎日出会う子どもとの生活の中で、子ども達にふさわしい生活の探究をつづけてきました。いってみれば保育者は子どもの権利を守る人として一步ふみ出しているように思います。ところが一九八九年にこの条約が国連で批准

されて後、世の中全体、この条約に関心をもつ人が増え、いろいろな動きが出てきました。そこで、私達と同じ様な関心をもつもう一つの動きがあることに最近気づき、遅ればせながら一緒に勉強しているところです。この条約と自分達の活動とが、そんなに離れたことではない。“私達が毎日やっていることが書いてあるじゃないの”と思う気持ちで子どもの権利条約に親しみ、理解を増して欲しいものと思います。

それではこれからシンポジウムを始めさせていただきます。森田先生からどうぞ。

森田 (一) 「権利」という言葉について

私は最近一か月程かけて、まずボーランドのシコルスカさんを訪ね、その後ヨーロッパを、この権利条約のうけ入れという観点から見てきました。そのことをふまえて、法の立場からこの権利条約を整理をしたいと思う。そして、昨日の永井憲一先生の条約そのもののお話をよりも一歩下がって、一体、我々は自明のように使うことに慣れてきつつある“子どもの権利”あるいは“子

どもの人権”という概念をどの様に整理したらいいのか、それについて求める「チャート標識」を作る試みをしてみたいと思います。

権利という言葉、特に子どもの権利という言葉には、大きく分けて二つのニュアンスがあります。一つは理念的。つまり「飢えている子に食物を」「これは子どもの権利だ」という表現。この使い方は割と多く、実は権利という言葉は古くは正しさという意味で、何が正しいかということが権利あるいはむしろ法なので、これが法という言葉の本来の意味なのです。ですから、子どもの権利というのは、今の様な理念的に使われる理由がある。しかし大事なことはもう一つあって、権利というのは権利として単に独立したものではない、という二番目の問題つまり、権利は常に、ある国家が組み立てる一つの「法」の枠組の中で語られる言葉として存在しています。ところが我々は法はあまり得意ではありませんから、ともすれば第一の意味だけで使ったり、第一と第二の意味をごちゃごちにして使っている危険が高い。これが問題の出発点です。つまり、法の枠組の中で権利概念をもう一度整理し直す必要があるということです。どう

ぞ、権利という言葉には今お話しした二つの要素がからまりあつてることを念頭において、以下の私の話を聞いて頂きたいと思います。

Ⅰ 「子どもの権利」——二つの局面

まず、子どもの権利とは何かということを考えるのが第一の課題です。二番目は、子どもの権利といわれているこの権利概念は今度の権利条約にどういう風にとり込まれてきたかということです。この二つを大きく捉えることができれば、ある程度の整理ができるでしょう。

そこで、子どもの権利とは何かということですが、一つは Right to Protection (保護を受ける権利)。もう一つは Right to Autonomy (自律への権利)です。ここではこの二つの権利概念が出てこざるを得なかつた歴史的なプロセスを復習してみることが、権利概念の理解に一番良いのではないかと思います。

① 保護を受ける権利・法的地位

まず第一に、前国家的・自然関係（親子関係）としての保護だけでは済まなくなつて、権利という言葉で子どもが捉えられ始めたのは、早くとも19世紀後期です。文

書に出てきたのは20世紀のアメリカの文献です。当時子どもは何にも無いひどい悲惨な状態であった。「権利」が常に幸せと同意義である場合にはこれは結構なことかもしれません、実はそうでない問題がここにはある。

少し説明しますと、子どもは、本来親子関係の中にあり、その関係というのは自然的関係としての保護関係として、つまり国家法とは独立したある有機的な関係体となつてゐるので。そこで親は愛情によつて子を育てる。そういう関係がずっと維持されてきていたのです。この関係をアメリカ人はナチュラル・ペアレントファッドと言いますがこれがまず基礎となつています。前国家的といふのはつまり國家以前、法以前に親子関係があつて、その中で子どもは守られ、成長する。法的なものではなく、自然な有機的なものなのであるという意味です。

ところが、19世紀から20世紀の変わり目において新しい事態がでてきました。その時生まれた標語が「子どもの世纪」という標語です。権利が発見されていったというのは問題の一つの側面であつて、その裏にはこの「発見」を支えていた社会の動搖・解体という事実があつた。それまで子どもの保護を自然な前国家的なところで放置し

ていたものが、産業革命でナチュラル・ペアレントフッドがこわれていった。家族の崩壊が始まり家族関係が弱くなってきた。これが世紀転換期のヨーロッパ、特にアメリカでおこった出来事です。そうすると、例えば親が子を虐待する、子どもを労働市場へだす、子どもを捨てる、飢えた状態がどんどん生まれる。かつては教会がこれを救つたが、ヨーロッパやアメリカでは教会も力を弱めつづあつた。そこで国家が“法”で親の代理を行ふようになります。ラテン語で「パレンス・パトリエ」（国親）。つまり「最終的な親は国であり法である」という言葉がありますが、国が子どもを虐待する親の関係に割つて入つてくる。場合によつては親権を剥奪してやる。国家の作った児童福祉施設や保育所や養護施設で、子どもを育てさせる。親子関係が裁判所の強制をうける、という動きが世紀転換期に組織的になつてきた訳です。つまり、初期的な意味でのペアレントフッドの解体ということだが、この時期の児童福祉法を生む結果となつた。法がねらいとしたところはむろん、これによつて家族構造を補強し、分解をくいとめようとしたのです。その時、はじめて成文化されたのが“Right of the

Children to Protection”（保護をうけるべき子どもの法的地位又は権利）です。それまで親の道徳的なコントロールのもとおかれ、それによつて育つことのできた子どもが、ふきさらしの中に放り出されてしまつたので、そこへ国が法律で強制的に介入し、制度を作り、託児所や少年院を作り、親代わりに子どもの面倒を見るといふことかこの「子どもの権利」の内容でした。

もうおわかりになるように、子どもの権利というのは、国家法の概念なんです。これはもちろん大変なプラス面をもつてゐる訳で、児童福祉制度と言うのはこうして形成された訳です。具体的には親が子どもを虐待する場合、「子どもの権利を守るために」ということで制度を作る。ところが一面からいえばこれは両刃の剣（もろはやいば）として、自然な人間関係にある意味で無理矢理に法が割つて入る。国家法が管理する。「保護を受ける権利」というのは、自然に対する作為、そういう性質を持っているのです。

②子どものオートノミー

さて、そこで子どもの権利の第二の局面ですが、20世紀の後期になると、右のような「保護を受ける権利」が

補強しようと努力してきた親子関係そのものが社会的規模で危うくなつてくる。いわば第二の「家族の崩壊」です。

これが実は一九六〇年代から急速な勢いで特にアメリカでおこりました。子どもの大規模な虐待、当然のものとなつた離婚……。こういう状況が生まれてくると、法が割って入り、支えようとした自然な親子関係 자체が危うくなつてくる。法を支える基礎そのものが弱くなつくる。

つまり“親が子どもを保護すべきもので、子どもは親の保護の元でコントロールをうけ自然に育つ”というかつての自明であったことが危うくなつた。もう親と子の利益は一致しない。親と子の間はむしろ平等で、だとすれば今迄19世紀の末から発展してきた保護をうける権利ではなく、むしろそれと正面衝突する、「オートノミーの権利」を子どもに与える、つまり子どもの足腰を鍛えるしかないだろうという寒々した現象が、ここ20年間にはつきり出てきた。一九五九年の国連の権利宣言にはオートノミーの権利は全く出てこないのに、今度の権利条約で何故でてきたかというと、それは今いつたような

この20年間の家族関係の大きな変動がバックにあるからです。これを見落とすと、権利概念の理解が非常にのっぴりしたものになってしまいます。

一例をあげると、一九六七年にアメリカの最高裁判所は、ある少年事件で、「保護の名の下に子どもが大人と差別されることは、憲法違反だ」という趣旨の判決を出して、福祉法的な「保護」を批判しました。この判決は全ての教育・福祉分野に波及して、それ以来子どもに大人と同じ権利を与えるというオートノミーの考えが進展した。現在のアメリカの少年裁判所では、今度は保護を排除し、むしろ大人と同様に死刑や懲役をしつかりとやる方向に進んでいる。これがオートノミーを認めたとの結果です。しかしこれでは実は問題の解決というより悪化です。子どものオートノミーの権利とは、見方によつては、保護を失つたことへの絶望の表現でしょう。

かなり強烈な話をしましたが、子どもの権利がもつバラドックスをお話したかった訳です。もちろんオートノミーの権利が出てきたことにはそれなりの意味がある。つまり上からおさえつける欧米型の強い家父長制度

に対する抵抗です。しかしここでは何よりも、親子の有機的構造が壊れるプロセスと一緒に「保護への権利」が出てきた、そしてこの崩壊がさらに進むにつれて今度は「子どものオートノミーの権利」がとび出してきたという大変皮肉で逆説的な歴史的過程を見のがしてはいけないと思う訳です。

この様な権利概念の歴史的なダイナミズムの集約点の一つが「子どもの権利条約」である訳です。もう時間が足りませんので、この条約をめぐる論争については、後で時間があればフランスやドイツの例をお話しつきればと思つています。

今、保護の権利を^(a)、オートノミーの権利を^(b)としますと、ヨーロッパでは、^(a)と^(b)をめぐって、かなりの論争が行われています。ドイツでは権利^(b)は、家族構造・教育構造に対し強い衝撃を与える危険があるので、条約の批准の段階で、その危険な部分をすりぬけるような留保を行うということをしています。

以上、簡単に二つの子どもの権利概念がでてきた経過の整理をしてみました。結局これは古くからの家族関係の構造とモラルがだんだん「法の支配」に道を譲つてしま

た過程です。また、これは、家族構造が壊れていけばいく程、「権利」という形で何とかしようという時代の危機の表現でもある訳です。けれどもこの「権利」という言葉で、はたして、保育関係、親子関係、よい師弟関係が、いわば法律的に再形成できるのだろうかという疑問がここで大きく出てこざるを得ない訳です。

金田 私はまず人権思想の歴史の上に立ち、子どもは人間であり、子どもであり、又、人類の先をすすめる存在であるということをおさえ、どの様にへ保育のなかで子どもの権利保障の道を探る／かということを話していただきたいと思います。

権利を考える時、理念的な側面とそれを保障する内容と手続き制度があるのではないかと考えます。今度の権利条約の場合には宣言と違い、手続き、制度にまでもつてこようという所に意味がある。といつて、手続き制度だけが先行しては問題であり、人権思想と、そして何を保障するのかということと手続き制度が結合していくことをまず基本とし、その上で、中身の議論と様々な取り

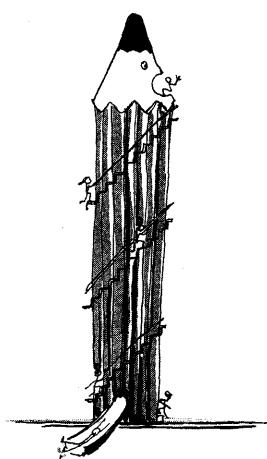
組みをしていく必要があり、それを理念と内容と手続き制度の結合の観点からみていく必要があると思います。

そこでその中で、二つのこと、具体的な保育場面における子どもと先生との関わり、もう一つは親と子の権利の問題、この二つをとり上げてみたいと思います。

初めに現場の教育内容の現状について、教育要領・保育指針が変わり、現場の受けとめ方は様々として、本当に何も指導しないでただ遊ばせて放任という風に受けとっている場合が一方にあり、一方には、本当に子ども一人一人を捉えているのかという事は考えず、どの子にも等しく内容の保障をすることのみに目をやっている場合があります。

そんな中で私達は子どもの立場に立った時どうするのか、子どもの最善の利益とは、そして意見表明権とは一体何なのか、そこの所を職場で皆で討論することから始めなければなりません。私は三歳未満児を中心に研究していますが、例えば0歳児の場合の意見表明権、0歳児と本当に人格として向かい合う。そのためには、抱っこする時にもさっとするのではなく、"今から抱っこしますよ"と目が合つて"いいかしら"というのが確認され

て、間をおいてから抱く。サインを送って、とか色々改善の方法がある。そしてその改善は今の条件でできるのか、私達はその手続きをどうとつたりいいのか、と具体的な条件まで考えねばならない。まずそういう意味で六歳未満の子に意見表明権を保障するとはどういうことなのかと自分の保育を見直しながら考えあうことも一つの中身だと思います。遊ぶ権利、教育への権利、「私が大事にされるということ」の意味も含めて、私達の国では、どうなのかなと考え合うことを通して、認識と感性と両方を統合して、子どもの内面の世界をきちつと育てて



いくことができるのではないかと考えます。

今は知育偏重といわれますが、どんどんつめこむのは知育じゃない。本当に感性と知識が結合した幼児期をきちんと送ることが大事であって、その観点からもう一度、最善の利益は何か、言葉以前の子にとっての意見表明権の保障とはどうすることなのかという所を話し合いまして、子どもに「権利」を子どもに分かる方法で理解してもらうと同時に保育者自身が考えていくことが大事な課題だと考えます。

更に次の課題は親と子の関連。まず子どもが乳児期から最善の利益を得る権利と、親が幸せでない限りにおいて子どもも幸せではないという親の権利とのかかわりの問題がある。親が子どもをたたく。自分が幸せな時にはそんなことはしないし、そこには大変な親の問題があるのではないか。親だって育つてくる間、幸せではなかつたのにちがいない、そういう事態まで考えていく必要があると思います。

権利条約18条をみると、ここには一番めに親の義務、養育責任、二番目にそれを保障するのが国家の責任、三番目にきちんとした保育所の保障ということがでてきま

す。一九五九年の宣言になかったこととして、養育される権利が親双方（五九年には母親のみ）に、と位置づけたのは大きな進歩ではないか。何故こうなったかというと、その前に女性に対するあらゆる差別の撤廃条約が国際婦人年の中で批准され、そういうことの蓄積の上に世界史的な条約も発展していくからではないかと考えられます。

18条については、親の自然権は大切である、しかし、それだけでは社会の行動が成りたたない、親双方が社会的にも働けて尚かつ子どもも守れる制度を作る、これが大きな課題であり、次々に起こる具体的な問題の中できちんと捉える必要があると思う。例えば夜間保育。これはどんどんすすめればいいということではないが、公でやらなかつたらどうなるのか。認可保育ではなく、営利事業という形で低水準でまかなわれていく現実。そこをどうするか。一つは子ども自身に今日一日をどう過ごしたいか、朝起きてから寝るまで子ども自身の内面に自分の生活の見通しを作れるようにしていくこと、子どもが一日を切り開く方向を考えしていくこと、これも意見表明権の内実の重要なポイントではないかと思います。もちろ

ん大人への心理的拠点の保障を大切にしながら。

そしてこの辺の研究としまして、親子の相互理解、これは親との間で育てていくのが当然だったのが、色々な事情の中で保育所ができ、今度はそこの中でも、子どもとの信頼関係、きめ細かな関係をどう保障するのか。慣らし保育で子どもが慣れていく過程をみても、単に親しい人から離れたという「分離不安」の問題だけではなく、それと同時に新しい場を自分の世界として認知していく、自分らしくすごせるというようにしていく「認知」の問題、その統合を考えしていくことが今後の方向なのではないかと思う。

最後に三番目。子どもの権利を守るということは社会の全体の発展にどう関わっていくのかというと、私は最近、生涯発達ということで、高齢者のこともやっているのですが、高齢者の権利も守られていないのが現実で、国際高齢者年などは考えられてもいいのではないか。介護の場でも介護する側にいいようになつていて、高齢者も子どもも生産人口ではない。そのためないがしろにされている。育児休業とか過労死とかの問題も含め、安心して老いる、安心して人生を送れる将来の見通しをも

ち、生涯発達の中で乳幼児のことを考えていくことが大切であると思う。非生産人口が大事にされるということは、「早く、沢山、巧みに」何でも開拓する方向に歯止めをかけ、「ゆっくり、少しずつ、人間らしく、自分らしく」という方向を切り開いていく道につながつているのではないかと思う。子どもは過去の遺産から学び、年とった人は子どもの新しい方向から見て学ぶ。両面をつなぎあわせて、人間らしい道を切り開いていくことが子どもや高齢者を大切にすることにつながるのだと思うのです。そして、子どもも親も余裕をもって、男も女もみんなが共に発達していくよう、次の方向を模索しつつ切り開いていくその方向を示したのが、子どもの権利条約の精神ではないかと思います。その中で日本では、具体的に法律上批准されるためにはどんな保障が必要か、内容面ではどのようなとり組みが可能か。スウェーデンの報告からも学びながら色々創造的なことをやつしていく必要があると考えます。そしてスウェーデンのNGOのよう私共も色々な自主的な組織を通して手をつなぎ、様々な仲間がそれぞれに行動していく。私自身も、まださわりしかやっていないと反省している所です。

新沢 私は保育現場にいますので、そこからの発言をさせて戴きます。私の園は一九五一年にキリスト教社会事業家として有名な賀川豊彦によって創立された保育園です。この園は、当時、下町の底辺地帯といわれた所で、そこへ一九五八年に園長として就任しました。六〇年代の初めは、まだ戦後の荒廃が残り、子どもたちは貧しい生活をいられるだけでなく、「ドヤもん」「くさい」とか言われ、差別・偏見の中で生活していました。空腹、いらだつ親と怒声、道路に放任された幼な子、もの売り等の姿を見つめつゝ、私たちは、子どもの心の叫びを聞き、子どもの権利を守らねばと、「私たちの子ども権利宣言」を作り、スタッフ、ボランティアで確認し合い、地域の人々にも呼びかけていきました。

その背景にちょうど一九五九年に「児童権利宣言」ができて、その一つ一つの条文に共感し、この条文は自分達に問われているのだと思いました。

また、賀川豊彦が一九三七年に、スマラムでのセツルメント活動の経験を基に「生きる権利」「食う権利」「遊ぶ権利」「虐待されない権利」等、九つの権利を言われたことも私たちにはありました。

こうして、全く未熟ながら、二つの権利の思想を参考に「私たちの権利宣言」を作り、その宣言を保育の実践に生かそうと思いました。

こんな話を冒頭に話したのは、「子どもの権利条約」というものを、自分たちと離れた向こう側におくのでなく、日常の課題としていくこと。今、子どもがどの様な状況におかれているかをしつかり見つめ、子どもの声を聴いて、自分達の保育の課題として考える。私たちの子どもに対する決意を含めた表現として捉えることの大切さを思つていてからです。

昨日来の先生方のお話からもこの権利条約ができるまで長い間、子どもの人権思想の積み重ねがあり、それが言葉となり、宣言となつていったのではないか、だから、権利条約というのは、子どもに対する大人の責任の宣言みたいな所があるのでないか、それを法律にしたということではないかと思う訳です。そういう意味で、世界のみんなで、子どもを守るこの条約を大事にして自分たちの問題としたいと思っています。

次に二番めに、豊かさの中の問題を考えてみたい。日本は豊かだというが本当にそうなのだろうか。私達は地

域の悩みもきくアンテナとして、育児相談を三年前から始めていますが、具体的には、直接的な子どもの発達についての遅れの不安、虐待の問題、障害児の問題などですが、どれにも共通して、親が地域から孤立して不安定な状態、子どもだけでなく、親自身が窒息状況におかれているというのを強く感じます。子どもと同時に親自身がよりよく生きられる状態というのがとても大事な気がしています。障害児の差別の問題はまだ保育の現場でも残っています。ですが、こういう人たちを大切にするとということは子どもの人権の根っこであって、条約23条の障害児の権利というのがありますが、そこが非常に大事なことだと思います。

三番目に、子どもが主役ということ。豊かな、管理的なこの社会の中で、意見表明権というのは大事な問題だと思います。乳幼児でも意見を表明しており、私たちはそれを支えていかねばならないと思います。私の園に知恵遅れの子が入園してきました。その子は集団に入れず、一人であばれまわって手に負えない子でした。初めは厳しく叱らねばという雰囲気で接していた時もありましたが、研究者の方に参加してもらいたい観察しながら、こ

の子にどう接したらよいか見直す機会をもつて以来、変わつてきました。この子は何を訴えて表現しているのか、もっときいてじっくりつき合つてみよう。保育者も頑張りました。今はもう友達のいることが好きでたまらない感じです。彼の姿を見ていて、子どもが意見表明をする、環境をつくる、ゆつたりした時間の保障、仲間、役割、どれも大事だらうと思いますが、同時に大人がそばで見守っていることがとても必要なんだと思う。いつも見守つて、受容し、一緒に驚いたり感動したりと、いう関係の中で、子どもは励まされ自分の持っている力を出せるようになっていく、このことを痛感しました。

四番目に、地域とのかかわりの問題です。私の園ではクラスや全体の懇談会というのを行つていますが、ここで問題になることは、文字指導、塾や習い事の問題、学童保育のことなどです。文字に関しては、教えなくて良いということは十分わかっているんですが、入学前になると不安になつてくる。そして塾や習い事につながる。そこで行かざるを得ないという話になつたんです。塾へ行かないと遊び相手もいないし遊び場もない。結局塾へ行かざるを得ないし、塾が遊び場になつているという状

況にある。これは学校の先生が無力なのでも親が悪いのでもなくて、今の教育の状況が子どもや先生を追い込んでいます。小学校、中学、高校と追うごとに何かがおおいからくるように思うと。そして学童保育のことも色々出した。保育園に学童保育を作ってくれといふんですよ。でもやっぱりみんなが色々意見を言って、学童保育に対しても、遊び場を地域にもつと作ることについても、親が皆で自分達の意見をきちんと言うことが大事で、保育園はそういう意見を結びつける地域の起点になつていく所ではないかと思つています。

実はショックなことがありまして、私共の地域の公園で若いお母さん方にアンケートをとりましたら、神愛保育園を知らないという人が半分いました。私は、自分の園は有名だと思っていたのですがとんでもない。それから、何か悩みがありますか？保育園に期待しますか？とききましたが期待しないんです。つまり、身近に感じていない、あれは措置された人の保育園であり、遠い存在な訳なんです。これは大きな問題です。

もっと地域の中の保育園が身近に感じられ、そこで、

父親も母親も、子どもと関わる喜びとか皆で何かをする喜びや必要性を創り出していける所でもなくてはならないと思ひます。又、保育園の中にもつと研究者や色々な人のネットワークを作り、子ども一人一人の発達を皆が保障していける場になることも大切な事ではないかと思います。

大田 子どもの権利条約の中で一番鍵になる文言は、どんな言葉で表現されているかというと「子どもの最善の利益」、その子その子の最善の利益を基にして大人は子どもに対応しなさい、ということであろう。しかし、それは一体何かということについての一般的合意が国民の間で、さらには諸国民の間で成立していくということが非常に大事なことではないかと思ひます。

「最善の利益」というのは実は6条「生命を保護し、発達を助ける」とあるように、その子その子の生命力をそれぞれの時点で考えるということでもあると思います。生命力というのは人間だけではなく、色々な動物がそれぞれ持つています。私が一步森の中に踏み込むと、

その足の下には約千匹のダニ、その他の動物を数えると数万もの生物がいるといわれます。そういう多様な生き物の中で人間のユニークな生命力とは何かと考えざるを得ない訳です。そこが分かると、条約の精神の急所に接近できるのではないかと思うのです。

私が毎日つき合っているたくさんの生物は与えられた

それぞれの遺伝子と環境の関わりの枠内で生きている。

遺伝子の研究は最近大変進歩し、かなり分かってきていました。ですが、研究が進めば進むほど、遺伝子は相当融通がきき、潜在的には非常に多くの情報をもつてお

とりわけ人間の場合には、一生涯かかっても5%ないし10%位を使うのがせいぜいで、あとの90%は何のために使われているのか分からぬ部分が存在するとききました。この何のために使われるのか分からぬものの中にも、環境との関わりの中で表現される可能性をもつてゐるものがあるのです。

さて、多くの生物は与えられた遺伝子と与えられた環境の限度内で生きているのですが、人間にはもう一つ、生まれた後で自分でつくり出す環境というものが存在します。つまり、自分の知恵の働きによって環境を創造する能力、底知れない遺伝子の可能性の中から自ら自分の新しい可能性をひきだしていくということです。この自ら環境をつくり出す力という所に、他の生物に比べ人間の生命力の特徴があるのです。この力は、数百万年の間に発達した我々の大脳の中に働いていると考えられ、この力が何であるかは、大脳生理学者にききましたが、定かには分かっていないということです。

ですが大まかなところ、それは人間の大脳のもつてゐる識別力・わきまえる力ではないか。重い物と軽い物、黒い物と白い物、むずかしいのは良い事と悪い事を識別



する、そこに環境を作り出す人間のユニークな選択能力があるのではないか。そう考えると人間のかけがえのないユニークな生命力と、最善の利益がつながっていると考えられ、人間の特徴である識別力・わきまえる力を育てるということに、教育や子育ての重点が向けられるのは当然だと思う。

与えられた遺伝子や環境というものは与えられたものなので私共の自由にはならないのですが、わきまえる力という大脳のもつ機能の発達は、生まれた後の学習・経験でそれを発達させることができます。子どものもつユニークな分別力をはじめ育てることが、人間らしく育てるこの意味なのではないかと思います。「子どもの最善の利益」を保育の中で考える時、このユニークな分別力をあげますということが基本と考えます。

さて、それを保育の仕事の中でどうやつたらいいのかということが子どもの権利の保障の仕方の一つのポイントだと思うのですが、これをまとめて言うと「感性を育てる」ということだと思います。感性とは何か。不思議がる能力、驚く能力、自分と違うものに対し敏感に反応する力、それらを一切含んだらどういい言葉が浮かん

できました。アメリカの自然保護に力を尽くしたルイ・エル・カーソン（『沈黙の春』の著者で、公害問題の先覚者）の最終作に、『The Sense of Wonder』という言葉があるのですが、これは本当にうまく表現した言葉だと思います。幼児教育の重点はセンスオブワンダー、そこが豊かになることがその子その子のユニークな人間へと発達する源になるのです。センスオブワンダーこそちの人間のユニークな複雑な分別力の源泉なのではないかと考えます。これは単に心理学的な概念だけでなく、生物学的な概念でもあり、異物に対して反応することはどんな下等な動物でもできることで、もちろん人間の分別力も生物学的概念として考えられるわけです。もう一方で考えられるのはその社会的意味あい。今、この豊かな社会で一番大きな子育ての問題は、与えられるものが過剰であり、獲得するものが過少というこの社会環境からきていています。この中ではセンスオブワンダーは非常に育ちにくい。センスオブワンダーは自然の中で育つもの、自然の中では不思議なことがいっぱいわき出ているのです。そしてその自然の良さは、教えすぎないところにあります。沈黙のまま、実際に多くの刺激を与えてく

れ、センスオブワンドラーを豊かに発掘してくれるのであります。ところが大人は、特に東アジアの伝統の中に生きてきた大人はすぐに教えたがる。我々の東洋的思想の文脈の中に思わず知らずのめりこんでいく。これが大いに子どもたちのユニークな人間性の発達を妨げているのではない。その観点から言うと、私どもの背おつてある歴史的な業をのり越えることなしには、センスオブワンドラーに共感する能力を大人が持つことができない。そういう根本問題が存在するといえるのではないか。

子どもの内面の最善の利益を尊重するのには、大人が不完全な人間であることを自覚することが第一で、その不完全さを大切にするということが、「最善の利益」を考える上での大前提ではないかと思うのです。

エーリッヒ・ケストナーは『始業式』という短い文章の中で、子どもに語るようなふりをして実は大人に警告をしています。「皆さん、教壇の上に立つ先生を完全な人だと思つたり、何でも知つているという風に思つてはいけません。……何でも知つているという顔をしたり、そういうことを言つたりするような先生がいたら、無視しなさい。……もし自分にも分からない事があると告白

した先生がいたら敬愛しなさい。愛するに値する人です。」と言っています。つまり、子どもの「最善の利益」に大人が向きあうには、私どもが不完全であるという自己認識が非常に大事だということなのです。自分が不完全な人間だと思うことに困難はありません。でも不完全と思うだけでは不十分なのです。不完全だからあれもこれも知りたいという、前向き的好奇心を持った不完全さ、これが大事なのではないかと思います。

子どもの権利条約というの、確かに子どもの権利保障の問題ではありますが、実はそれ以上に大人自身がセンスオブワンドラーをとりもどせという事を私たちに要求しているのではないか。特に豊かな国ではお金と効率で忙しく動きまわり、自分の姿を見失っている。つまりセンスオブワンドラーを失いかけているということです。小さい時だけ感性が大事にされればいいものではなく、90歳も100歳までもセンスオブワンドラーを忘れるなど警告してくれています。

権利条約は、世代間の公平をとりもどせ、大人の人間性をとりもどせ、そしてそのためには子どもから学びなさいということを我々に強く要求しているのではないか

と思ひます。

論がなされて いるといふことを念頭におき、情緒的にな
らずにして、この条約を考えていきたいと思ひます。

司会 ありがとうございました。残り時間もわずかに
なりましたので、補足といふことで、一言ずつ先生方に
お願ひいたします。

森田 先程の補足をして貰ひますと、七〇年代
のアメリカで生まれた“Beyond the Best Interest of
the Child”（『子の福祉を越えて』J・ガールドスティ
ン他共著）という本がありますが、この中で、ガールド
スティンは「法ないし権利」というものは、人間関係を壊
すこととはできるが、形成することはできない。形成する
為には何か別の物がそこに入つてこなければならな
い。」と書いています。このことは「子どもの権利」を
理解する上で非常に大事なことだと思ひます。

もう一つ、日本では議論の基本的な対立の部分が充分
議論されているとは思えません。色々な意味で、この条
約は問題をたくさん提出していく、各国でかなり鋭い議

大田 森田先生におききしたいのですが、この条約に
関して、一般の日本の親の中には、子どもはこれだけ甘
やかされ自由なのに、その上まだ権利をやつたらどうな
るのかという反応の仕方があるが、それに対して法学者
としてのお答をいただきたい。又、権利ばかりでなく義
務はどう考えたらいいのかという質問がかえってくるの
ですが、専門家としてのお答を伺いたい。

司会 それでは森田先生がお答を作つてある間に、他
の先生方、先程の補足をお願いします。

金田 これから学問の方向として統合ということを
お話ししましたが、今回シコルスカ先生のオーキソロ
ジー（心と体の両方の発達）というもの学び、そ
うい

司会 ありがとうございました。それでは森田先生。

う歴史的な理論も学びながら、子どもの問題を発展させ
る上に役立たせたいと思いました。もう一点、権利条約
そのものも、時代の中で大事にしていかなければならな
い、どこにオオカミがかくれているか、見えないオオカ
ミを子どもと共に見つめて退治していくことも私達の役
目かと考えます。

森田 フランスでの論争から一つ紹介します。

新沢 地域の中で、親や保育者、研究者を含め皆で子
どもの権利を守っていく場や励ましを作り出していか
なければならぬ、ということと、発展途上国の子ども
達のことも私達の問題として考えていかなくてはいけな
いということです。アジア、アフリカの問題も感情的に
可哀そではなく、環境破壊では加害者であるという実
態をふまえながら、知識として子どもに伝えることも大
事だと思います。私達全私保連では国際交流委員会を作
り、それらのことを皆に広げていきたい、そういう場で
働きたいと思っています。

次に義務の問題ですが、オートノミーが問題になる場
合には、一人の人格としての責任を権利をセットで考え

一九九〇年一月九日ルモンド紙に掲載されたフィンケ
ルクラウという哲学者の権利条約に対するかなり強い皮
肉で、ローゼンヴィックという人の児童福祉を主張した
論文（条約養護論）に対する批判です。フィンケルクラ
ウは、"ローゼンヴィックが権利条約に依拠して賞揚す
る「子供はもう市民だ！」"という考え方は極めて危険な
考え方である。「子供を完成した人格と見ることは、子
供の基本的特徴である軽率さ、のん気さ、無責任さを残
酷に否定してしまうだけでなく、無防備である子供を、
あらゆる社会的な影響力や欲望にそのままさらすことにな
る」と述べていますが、これは子どもを「甘やかす」
ことへの批判でもあります。こういう考えがヨーロッパ
にははつきりあるということで、これは日本だけではな
い、ということです。

る必要がある。そこで、責任を追及できる年齢は何歳なのか、刑事責任を何歳から認めていいのか等々の問題がでてくる。つまり、やはりオートノミーの権利を考えれば義務・責任という観念は当然出てくる問題だと思います。

司会 ありがとうございました。OME Pが企画した子どもの権利条約の小さな芽が今日、ようやくできました。どうぞこの芽をそれぞれの場所でお育て下さるものと信じてシンポジウムを終わりにしたいと思います。

—— 終 ——

子どもの権利条約のシンポジウム、私も、テープおこしをさせていただき、とても勉強になりました。それにしても、この頁数の多さ、ついに編集後記の方まで侵入してしまいました。長い夏休み、どうぞ、じっくりと読んで、権利条約について、もう一度考えてみてはいかがですか。

(K)

幼児の教育

第九十一巻 第八号
(一九九二年八月号)

定価四五〇円 (本体四三七円)

平成四年八月一日 発行

編集兼発行人 本田和子

発行所 日本幼稚園協会

東京都文京区大塚二一一
お茶の水女子大学附属幼稚園内
印刷所 図書印刷株式会社

東京都港区三田五一一二一
振替口座 東京九一九六四〇

電話〇三二三九二一七七八一
株式会社 フレーべル館

- 本誌御購読の御注文は発売所フレーベル館にお願いいたします
- 万一一落丁・乱丁などがございましたら、おとりかえいたします。